

第7章 計画の実現に向けて

第7章 計画の実現に向けて

1 計画の指標

計画の進捗を管理し、住宅施策の方向性やその達成状況を分かりやすく示すため、基本目標に対応させ、以下を計画の指標とします。

なお、ここにあげた指標は、重点施策の取組みや指標の観測のしやすさなどを考慮し、基本目標ごとの進捗を計る一つの目安として示したものです。

指標	現況	目標	指標の定義
全体			
定住意向	77.8% (平成25年度)	増加	これからも引き続いて台東区に「住み続けるつもり」「できれば住み続けたい」と回答した割合 (平成25年度台東区民の意識調査)
最低居住面積水準未達率	12.5% (平成20年)	早期に解消	最低居住面積水準を満たしていない世帯の割合 (平成20年住宅・土地統計調査 第36表)
基本目標1：だれもが安心して住み続けられる住まいづくり			
子育て世帯における誘導居住面積水準達成率(大都市圏)	19.6% (平成20年)	向上に努める	子育て世帯(18歳未満の者が含まれる世帯)の誘導居住面積水準の達成割合 (平成20年住宅・土地統計調査 第36表)
高齢者の居住する住宅のバリアフリー化率(一定のバリアフリー化)	43.7% (平成20年)	85% (平成36年)	高齢者(65歳以上)が居住する住宅のうち、2箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消がなされている住宅の割合 (平成20年住宅・土地統計調査 第73表)
基本目標2：良質な住宅ストックの継承と快適に暮らせる住まいづくり			
共同住宅における共用部分のバリアフリー化率	22.5% (平成20年)	35% (平成36年)	共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅の割合 (平成20年住宅・土地統計調査 第9表)
適切に管理されていない老朽危険空き家の件数	21件 (平成25年度)	0件 (平成36年度)	「倒壊や建築資材の飛散等の危険が切迫しており、緊急度が極めて高い」と判定された空き家の件数 (平成25年度空き家実態調査報告書)
基本目標3：下町の住みよさを実感できる住環境づくり			
緑に対する満足度	40.5% (平成25年度)	50% (平成33年度) ^{※1}	現在お住まいの周辺の緑について「満足している」「ほぼ満足している」と回答した割合 (平成25年度台東区民の意識調査)
不燃領域率(谷中・根岸地区)	谷中地区 45.2% 根岸地区 63.8% (平成26年度末見込み)	70% (平成32年度) ^{※2} 70% (平成28年度) ^{※2}	市街地の「燃えにくさ」を表す指標。建築物の不燃化や道路、公園などの空地の状況から算出する。 (地区整備課調べ)

※1 台東区緑の基本計画における目標及び計画終了年度

※2 密集住宅市街地整備促進事業における目標及び計画終了年度

2 連携の強化

区民・関係団体及び事業者・行政・関係機関が連携して、それぞれの役割を果たしながら住まいづくりに取り組むことを目指します。

<区民・関係団体との協働>

良質な住宅や良好な住環境は、区民が安心していきいきと生活を送るうえでの基盤となります。区内の各地域で、より良い住宅・住環境づくり等のためのまちづくり活動が、区民や町会、コミュニティ、NPO等によって取り組まれていることから、地域における区民等の主体的な取組みを促すとともに、区民等との協働により、次世代に住み継がれる質の高い住宅・住環境づくりに取り組むことを目指します。

<事業者との協働>

事業者は、住宅供給や住宅リフォームの中心的な役割を担うなど、地域の住宅・住環境づくりに大きな影響力を有しています。そのため、地域の一員として、地域の住宅・住環境づくりに貢献する視点を持ちながら事業活動に取り組むよう理解を求め、事業者との協働により、健全な住宅市場の形成やより良い住まいづくりに取り組むことを目指します。

<庁内の総合的な取組み>

この計画の着実な推進を図り、住宅施策を総合的・計画的に展開していくためには、建築、まちづくりの所管部のみならず、子育てや福祉、産業、環境、防災などの関係所管との連携を一層強化し、庁内の総合的な取組みを進めていくことが必要になります。そのため、本計画に掲げる施策を、関係部局等との緊密な連携のもとに展開することとします。

<関係機関との連携>

住宅問題への対応は、住宅市場が台東区の区域内に限定されておらず、また国や東京都の事業・制度と関わる部分も大きいため、区だけでは解決し得ない課題も少なくありません。そのため、国をはじめ、東京都、東京都住宅供給公社、都市再生機構、住宅金融支援機構などの関係機関との連携を強化し、的確な施策展開を図っていくこととします。同時に、関係機関が実施している諸施策を広く区民や事業者が活用できるよう、積極的な情報提供に努めていきます。

3 進行管理

住宅マスタープランで掲げた目標を実現するためには、計画の進行状況を把握・評価し、適切な見直しを行うための進行管理が重要になってきます。

本計画の進行管理にあたっては、各施策の実施状況の確認に加え、統計数値による現状把握や計画の指標等の数値検証を行います。また、住宅政策の目標達成のため、計画の見直しを適宜行うこととします。

